

横浜地裁総第2117号

平成30年12月6日

山中理司様

横浜地方裁判所長 杉原則彦



司法行政文書の開示についての通知書

11月13日付け（同月15日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報

「平成30年度横浜地方裁判所及び横浜地方裁判所管内簡易裁判所の裁判事務の分配、裁判官の配置、裁判官に差し支えのあるときの代理順序等を定める規程」の別表1の(1)及び第2の(1)（本庁民事部及び本庁刑事部の裁判官配置が記載されているもの）（10月26日以降の最新版）（片面で4枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

(別紙)

別表第1の(1) (本庁民事部)

部	裁 判 官	開 廷 日 割
第1民事部	(総) 裁判長 判 事 河 村 浩 判 事 三 村 義 幸 (特) 判 事 補 吉 田 真 紀 (特) 判 事 補 金 友 有 理 子 判 事 補 松 野 豊	月 水 金
第2民事部	(総) 裁判長 判 事 高 宮 健 二 判 事 森 脇 江 津 子 判 事 有 富 正 剛 判 事 補 谷 矢 愛	月 火 水 金
第3民事部	(総) 裁判長 判 事 大 竹 優 子 判 事 瀬 戸 さ や か 判 事 水 野 正 則 判 事 上 村 善 一 郎 判 事 宮 澤 睦 子 判 事 中 澤 亮 判 事 補 坂 本 辰 仁 判 事 補 山 田 義 幸	月 火 水 木 金
第4民事部	(総) 裁判長 判 事 石 橋 俊 一 判 事 齋 藤 巖 判 事 村 上 誠 子 (特) 判 事 補 太 田 健 介 判 事 補 川 野 裕 矢	月 火 水 木 金

第5民事部	(総) 裁判長 判 事 中 平 健 判 事 本 多 哲 哉 判 事 森 大 輔 (特) 判 事 補 高 橋 安 紀 子 判 事 補 馬 渡 万 紀 子	月火水木金
第6民事部	(総) 裁判長 判 事 大 西 勝 滋 判 事 中 山 典 子 判 事 川 嶋 知 正 判 事 甲 元 依 子 判 事 補 柳 澤 諭 判 事 補 彦 田 まり 恵	月火水木金
第7民事部	(総) 裁判長 判 事 新 谷 晋 司 判 事 島 村 典 男 判 事 阿 閉 正 則 判 事 小 松 美 穂 子 (特) 判 事 補 今 野 藍 判 事 補 加 藤 伸 明	月火水木金
第8民事部	(総) 裁判長 判 事 濱 口 浩 判 事 篠 原 淳 一 判 事 加 本 牧 子 判 事 補 大 島 奈々 絵	火 木 金
第9民事部	(総) 裁判長 判 事 長 谷 川 浩 二 判 事 小 松 秀 大 判 事 行 廣 浩 太 郎 判 事 補 長 岡 慶	月火水木金

- 一部改正 (30. 1. 16施行・平成30年規程第2号)
- 一部改正 (30. 1. 19施行・平成30年規程第3号)
- 一部改正 (30. 3. 25施行・平成30年規程第5号)
- 一部改正 (30. 4. 1施行・平成30年規程第8号)
- 一部改正 (30. 4. 1施行・平成30年規程第9号)
- 一部改正 (30. 6. 8施行・平成30年規程第12号)
- 一部改正 (30. 7. 1施行・平成30年規程第13号)

別表第2の(1) (本庁刑事部)

部	裁 判 官	開 廷 日 割
第1刑事部	(総) 裁判長判 事 深 沢 茂 之 判 事 本 間 敏 広 判 事 伊 東 智 和 判 事 補 澁 江 美 香	月火水木金
第2刑事部	(総) 裁判長判 事 青 沼 潔 判 事 横 倉 雄一郎 判 事 補 鈴 木 紫 門	月火水木金
第3刑事部	(総) 裁判長判 事 景 山 太 郎 判 事 宮 本 聡 (特) 判 事 補 前 田 亮 利 判 事 補 石 黒 史 岳 判 事 補 関 口 恒 判 事 補 和 賀 千 紘	月火水木金
第4刑事部	(総) 裁判長判 事 片 山 隆 夫 判 事 中 川 卓 久 判 事 補 新 納 亜 美	月火水木金
第5刑事部	(総) 裁判長判 事 渡 邊 英 敬 判 事 吉 田 勝 栄 判 事 補 野 上 小夜子	月火水木金
第6刑事部	(総) 裁判長判 事 田 村 政 喜 判 事 並 河 浩 二 判 事 補 治 部 宏 樹	月火水木金

一部改正 (30. 1. 16施行・平成30年規程第2号)

一部改正 (30. 1. 24施行・平成30年規程第4号)

一部改正 (30. 4. 1施行・平成30年規程第8号)

一部改正 (30. 10. 31施行・平成30年規程第25号)

- 一部改正 (30. 7. 10施行・平成30年規程第16号)
- 一部改正 (30. 7. 17施行・平成30年規程第17号)
- 一部改正 (30. 7. 10施行・平成30年規程第19号)
- 一部改正 (30. 9. 20施行・平成30年規程第22号)
- 一部改正 (30.10. 26施行・平成30年規程第23号)